

# 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者の皆様へ ～ 免税販売手続の電子化について ～

令和3年4月  
国 税 庁

令和2年4月1日から、外国人旅行者の利便性の向上及び輸出酒類販売場を営業者の免税販売手続の効率化を図り、外国人旅行者のより一層の活性化と地方も含めた免税店数の更なる増加を図る観点から、免税販売手続が電子化されました。

令和3年9月30日までは、経過措置として従来の書面による免税販売が可能ですが、令和3年10月1日以降も引き続き免税販売を行おうとする場合には、以下に掲げる電子化への対応のための手続が必要です。

## 電子化への対応のための手続（令和3年9月30日までに必要な手続）

### ① 国税庁へ購入記録情報を送信するためのシステムの準備

（参考）自社でシステム開発し使用する方法や、他社のシステムを使用する方法があります。

### ② 以下の届出書を税務署に提出

- ・「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」
- ・「輸出酒類販売場における酒類購入記録情報の提供方法等の届出書」

（注）1 後日、税務署から輸出物品販売場ごとの識別符号が通知されます。

（注）2 届出書は、①の送信方法を事前に選択してから提出してください。なお、届出書の提出後に所轄税務署長から通知される識別符号は、国税庁に送信する購入記録情報の項目の一つとなりますので、届出書は必ずご提出ください。また、識別符号の通知には、一定の時間を要しますので、届出書の提出は時間的余裕を持って行ってください。

## 電子化による主な変更点（手続の簡素化）

輸出酒類販売場を営業者 （酒類事業者）	非居住者 （免税酒類の購入者）
<p>【販売時】 購入記録票の作成、旅券等への購入記録票の添付・割印の手続が廃止</p> <p>【販売後】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 提示された旅券等の情報と酒類購入の事実を記録した情報を、インターネット回線等により、国税庁に電子的に送信</li><li>○ 購入者誓約書等の保存に代えて、国税庁に提供した購入記録情報等を整理して、一定期間（7年間）輸出酒類販売場の所在地に保管</li></ul>	<p>【購入時】 購入者誓約書や旅券等の写しの提出の手続が廃止（旅券等の提示のみ）</p> <p>【出国時】 出国時の手続として、税関長への購入記録票の提出に代えて、旅券等を提示</p>

ご不明な点等ございましたら、最寄りの税務署（酒類指導官）までお気軽にお問合せください。